



余市場所アイヌー和人交換レートに関する試論：『
余市町史』 「林家文書」 安政4年資料の分析から

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-09-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 百瀬, 響 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00006951

余市場所アイヌ-和人交換レートに関する試論

—『余市町史』「林家文書」安政4年資料の分析から—

百 瀬 響

北海道教育大学札幌校文化人類学研究室

An Essay about the Ainu-Japanese Exchange Rate at the Yoichi Fishing Place

— From the Analysis of the Materials in 1857 in the 'Hayashike Document' —

MOMOSE Hibiki

Cultural Anthropology Laboratory, Department of Education, Sapporo Campus, Hokkaido University of Education

概 要

本稿は、近代以前にアイヌ-和人間に行われていた様々な物資の交換に関し、余市場所を例に検討したものである。資料は『余市町史』資料編1収録の「林家文書」の解読済み文書を用い、特に1857（安政4）年におけるアイヌ-和人間の交換レートについて分析した。さらに、アイヌによる漁場労働に対し、威信財を含む「物々交換」として支払われる対価を試算したほか、和人が和人に対し売却した価格と比較した。その結果、対アイヌ、対和人間の各交換レートには、大きな相違はほぼ見られなかったものの、アイヌ-和人間交易において、対価として支払われた食料（米）と嗜好品（煙草）との交換レートに、いわゆる二重レートが存在する可能性が判明した。この二重レートの存在と運用実態は今後解明する必要があるが、このような近世の商習慣を通して、近世末から近代初期にかけてアイヌ-和人間で行われた交換の実態とその関係性を明確化しようと試みた。

はじめに

本報告は、文部省科学研究費補助金（挑戦的萌芽）研究「北海道・東北を中心とする北方交易圏の理論的枠組み構築のための総合的研究」の研究結果報告書で発表した論文を、字句や数値等を改めて精査し訂正したものである¹。同研究において筆者は、幕末～近代初期のアイヌと和人との交換に関する実態を調査した²。本稿では、近世以来のアイヌ-和人間の交換に関し、余市場所を例に検討する。なお、使用した資料には、現在では適切とみなされない言葉も含まれているが、歴史資料を扱っている性質上、ここでは単語の言い換

えは避け、当時の言葉にしたがって記述する。

1. 「林家文書」におけるアイヌ-和人間の物資交換資料

余市場所における記録としては、『余市町史』第1巻（以下、便宜上『余市町史』と記す）所収の解読済み「林家文書」がある。『余市町史』記載の物資交換に関わる資料が比較的多い、文政11（1828）～文久2（1862）年の記録のうち（以下便宜上、年次については元号で記し、初出のみ西暦を付す）、特に、安政4（1857）年に関する資料が、最も詳細である。その理由としては、蝦夷地の第2次幕領化が考えられる³。余市場所の直轄領化を契機として、前代の場所経営に関わる業務（漁場労働を行うアイヌ住民への「撫育」を含む）は、幕府に引き継がれた。安政4年は天領となって2年目にあたるが、場所請負を行った林家と松前藩の間で、これまで慣例として継承されてきた内容が——本稿が依拠する『余市町史』資料が解読史料であることから、断定はできないものの——引継ぎのため文書化された可能性がある。

このように、直轄領化以前に、従来の「慣例」業務も文書化されたのではないかと筆者が考える根拠は、安政4年分に比べると、他年に作成された資料の記載では——例えば、漁場労働を含むアイヌへの給与項目が、記載がなされていない、あるいは一部のみ記されている等——数が圧倒的に少ないことに加え、記載されている内容も一定していない例が多いためである。

したがって、最も詳細な記録がある安政4年の記載を柱として、交換物資の種類と米換算レートを分析し、アイヌ-和人間に行われた交換内容を検討する。まずは、余市場所で運上屋が担当していた、アイヌへの支給額を検証する⁴。

2. 余市場所での「土人撫育」の内容

(1) 1年間のアイヌへの「賄い料」支給額

運上屋がアイヌに対して行う食料支給は、漁労期のみのものでなく、1年を通じて行われたようである。『余市町史』には、この日々の支給に関する、安政4年分の記述はないので、前年の安政3（1856）年8月付け「土人撫育方申合書」〔I・41（9-1）〕から⁵、その内容を確認する〔『余市町史』：1132-1133〕。

同文書で「年中雇男女土人とも介抱」として規定されている、運上屋がアイヌに対して支払う1日の基本支給額は、男女ともに、1日あたり玄米7合5勺である。この運用にあたっては、実際には米だけではなく、酒や魚類を交えて支給された。その内訳は、月によっても異なり、1・2・8・9・10月の5か月間と3～7月の漁期、11～12月に分けられている。前者の5か月間の内訳は、男性が、米2合5勺、濁り酒2合5勺（米での支給可）、魚類2合5勺であり、女性が、米5合、魚類2合5勺である。

漁期である3～7月の5か月間では、男女とも魚類相当分を酒や米で支給し、漁業が行われない11～12月には、老人や「少年少女」（5歳以上11・12歳まで）の賄い料と同額の、1日米2合、魚類3合とされた。さらに、漁場労働に従事していない男女にも、同額の支給がなされるとある。

この規定通りの支給がなされていたと仮定して、1年間の総額を試算すると、次のようになる。まず安政3年はひと月が30日間の「大の月」が1・4・6・8・9・10・12月、29日間の「小の月」が2・3・5・7・11月で、閏月はなかった。すなわち、1・2・8・9・10月の5か月は149日間、3～7月の5か月間は147日間、11～12月は59日間となる⁶。

成人男性が得る1年間の米は、最低量で見積もって8斗5升8合となり、8升入り俵で換算すると⁷、10俵と5升8合である⁸。一方、成人女性の場合、支給分を一切酒に代えないとするならば、米の総額は1石

9斗6升5合5勺で、8升入り俵では、24俵4升5合5勺となる。これは同時に、1年間で得ることが可能な米の最高量である。女性が1日7.5合を摂取する点については、現在とは労働の質や食事の摂取量も異なるため、一概に判断はできない。しかしながら同文書中に、支給額から「土人とも好候品願出候節相渡可申事」と記されているため、支給米を物資の購入にあてることも行われていたと思われる。

この文書には、以下で論じる漁場労働の給料勘定について、その時期（10月～11月）や、アイヌからの購入の規定（役人立会のもと、運上屋で行う）等が記されている。

(2) 漁場労働の対価

表1は、安政4年10月の「役土人并雇土人給料書上」〔I・51(18)〕から、アイヌに支払われていた給料（米）を示したものである。給料は、「役土人」「雇土人」（上・中・下）「少年（飯炊き・鍛冶見習）」「女土人（上・中・下）」の3種類、不雇の役土人も含め10段階に設定されていたことがわかる。このうち、少年（セカチ）と不雇の役土人以外は、「春秋二期分」となっており（男性はこれに夏の自分稼ぎが加わる）、これが1年間の基本給と考えられる⁹。男女アイヌに対する「上・中・下」の差異は、働きに応じて（あるいは各自の体力や年齢か）によって、区別されていると思われる。職種についても、鍛冶見習いの少年が男性「雇土人」中と同じかやや高い設定となっている。不雇の役土人については、老齢による退職等を意味すると思われるが、不明である。

表1 役土人・雇土人の1年間の給料（安政4年10月）

対象	期間	支給品	給与量
役土人	春秋二期分（夏は自分稼）	米	20俵*
雇土人男 上	春秋二期分（夏は自分稼）		16俵
同 中	春秋二期分（夏は自分稼）		10～14俵迄
同 下	春秋二期分（夏は自分稼）		7～9俵迄
少年（飯炊き）	春のみ		3～5俵迄
女土人 上	春秋二期分		9俵
同 中	春秋二期分		7～8俵迄
同 下	春秋二期分		5～6俵迄
少年（鍛冶見習）	1年分		10～15俵迄
不雇**	記載なし。1年カ		5～7俵迄

* 1俵は玄米8升入り。**「雇不仕候もの」 出典〔『余市町史』：1371〕より作成。

表2 労働時期における雇土人・和人の1日の米支給量

労働の種類	米の種類	支給量
春鯉漁	玄米	5合
秋味漁		5合5勺
春稼漁業後運上家諸使の節介抱		7合5勺
冬材木伐採		9合
山道切開		1升
御通行御用状継立人足		7合5勺
役土人・番人特典	白米飯	制限無し*

*「勝手に為給申候」 出典〔『余市町史』：1372〕より作成。

表2は、同年同月の「御通行御用状継立御人足并に日々雇土人介抱書上」〔I・51(19)〕から、漁業や運上屋での労働の対価として、一日に支給された米の量を示したものである。(1)で示した日々の賄い料の規定とは支給額が異なる点もあるが、恐らく実際には仕事の種類や量に従い、増減されていたと想像する。

この内容を見ると、春鮭漁に比べて秋鮭漁の玄米量が5勺(0.5合)多く、最高額は山道を切り開く作業(1升)で、それに次いで冬期の木材伐採(9合)となっている。また、雇われたアイヌと和人に支給された玄米の量は同等であり、役土人・番人のみが、白米の飯が食べ放題という特典があったと記されている。

以上、運上屋は漁場労働に従事するアイヌを使役する上で、「年中雇」のアイヌとその家族に対する「介抱」を行う義務があった。漁期以外にも、日々の食料を支給し、漁場での労働に対して、働き手に応じ段階的な給料を支払っている。その他、アイヌとの物資交換に応じ、毛皮や海産物の買い取りを行った。

3. 毛皮・海産物交換レート

ここでは、アイヌ(男性)が収獲した毛皮と海産物の交換レートを検討する(表3)。まず、「御軽物直段附書付」〔I・51(12)〕では、クマ、カワウソ、キツネ、タヌキ、テンの5種類の毛皮が取引され、そのレートが米で示されている。

これらの動物の中でも、特にクマについては、肝とセットで値段が決められている。毛皮は、大中小の大きさに加えて、「熊」「野熊」および最も安価な「飼熊」の7種類に分けられている¹⁰。値段については、他の動物に比べて熊が最も高価で、最高値が4斗(8升入り俵5俵分)となっている。これは表1で示した給料のうち、「女土人 下」の1年分給料の最低額と同じ値段となっている。

表3 毛皮-米交換レート(安政4年10月)

動物	毛皮種類	購入部位・数量	価格(米)
クマ	大熊	皮1枚・肝1個	4斗
	中熊		3斗2升
	小熊		2斗4升
	野熊		4斗
	野熊中		2斗4升
	野熊小		1斗6升
	飼熊		8升
カワウソ	上	皮1枚	2升5合
	中		2升
	下		1升5合
キツネ	上	皮1枚	2升
	中		1升5合
	下		1升
タヌキ	上	皮1枚	1升1杯
	中		1升
	下		3杯
テン	記載なし	皮1枚	1杯

出典〔『余市町史』:1366-1367〕より作成。

表4 海産物買い上げレート（安政4年10月）

海産物	種類・名称	数量	価格
ナマコ	いりこ 煎海鼠	300	米1俵
白干鮑	大	500	米1俵
	中		
	小		
ニシン	外割鯡	8束	米1俵
	干白子	1樽	
	干数子	1樽	
ホッケ	鯡	10束	米1俵
サザメ貝	笹目	21貫目	米1俵
サケ	秋味	4束	米1俵
	秋味積取船出港後	5束	

* 1俵 = 8升。 出典〔『余市町史』：1372〕より作成。

表4は、海産物の買い上げレートを、「土人ヨリ産物買上入直段書上」〔I・51(20)〕の記録から作成したものである。ニシンやサケ以外にも、ナマコ・アワビ・ホッケ等、漁場労働以外の漁獲を得ていたことがわかる。例えばクマの猟期やナマコの漁期は冬であることから、全ての項目が、表1に記されている「夏期」の自分稼ぎに相当するとは考えにくい。以上、運上屋からの日々の食料支給（賄い料）、給料・毛皮や海産物売買で得た米のレートを示した。さらにこれらに加えて、季節の年中行事や冠婚葬祭の際にも、酒・麴や煙草、米・餅、膳等の飲食物や物品が、「手当」として支給された。

4. 運上屋によるアイヌへの「年中手当」ほか

表5は、「土人共江年中運上家より手当書上」〔I・51(28)〕から作成したもので、安政4年の余市場所で運上屋が支給した年中手当の一覧である。セカチ・カナチは少年・少女を意味するが、後述するように(表7)、15歳以上であれば漁場での労働力として認知されていると考えられる。

このように元旦と「正月11日」、春秋の支配人移動、10月の恵比寿講、鮭漁終了の際（11月頃か）に、役土人への酒や膳の饗応（と地廻煙草支給）、一般の男女や（セカチ・カナチ等とあるので子供にも）酒や飯が饗応されている。

さらに「土人出生死有之候節 運上家より手当」〔I・51(30)〕によれば、漁場に居住するアイヌの出生・死亡にあたり、手当・香典を支給している〔『余市町史』：1382〕。

それによれば、出生時の手当では、

- ・役土人子供出生：清酒1升・濁酒2升・玄米3升・木綿5尺
- ・平土人子供：清酒1杯・濁酒1升・玄米1升・木綿5尺

のように、役土人と平土人の区別が設けられている。

一方、死亡の際の手当も、役土人・平土人および若年男女の3種類の手当が記されており、

- ・役土人死亡：清酒2升・濁酒4升・玄米8升・木綿2丈
- ・平土人死亡：清酒1升・濁酒4升・玄米8升・木綿1丈
- ・少年少女死亡：清酒1杯・濁酒5合・玄米1升・木綿5尺

表5 「土人共江年中運上家より手当書上」

行事	対象	物品	名目	数量	備考
正月年始	役土人一同	清酒	祝儀	5合	
		濁酒		1升	
		膳部			*膳に載せた食物や料理
		切餅		7枚	
正月元旦	セカチ・カナチ一統	切餅	—	2枚宛	
正月11日	役土人一同	清酒	御場所祝	1升	
		濁酒		2升	
10月えびす講	役土人一同	清酒	祝	3杯	
		濁酒		1升	
秋網末の節	役土人一同	清酒	祝	3杯	
		地廻煙草		2把宛	
	乙名3人	濁酒諸味		1樽宛	*2斗樽「二斗八一升」の表記を改めた
	小使4人	濁酒諸味		1樽	*1斗樽
	網持産取土人7人	清酒		3杯宛	*産取=土産取
		地廻煙草		1把宛	
	ここまで全対象	膳部			
	網持産取土人2人	濁酒諸味		1樽宛	*2斗樽
	網持産取5人	濁酒諸味		1樽宛	*1斗樽
	平土人一統	清酒		2合宛	
		濁酒		2合宛	
		飯		1杯宛	*「焚飯」は「飯」と表記する
	女土人并セカチ・カナチ一同	清酒		1合	
		濁酒		2合宛	
		飯		1杯	
	秋味雇土人一同	濁酒		7樽	*2斗樽
	メノコ・カナツ一同	濁酒		10樽	*2斗樽。成人女性・少女の方が数が多い？
秋味起網上網人数39人	麴	9升宛			
	玄米	3俵宛	*8升入り		
	濁酒	5合宛			
秋味川起網一同13人	濁酒	1升宛			
春支配人下りの節	役土人一同	清酒		1升宛	
		濁酒		2升宛	
秋支配人帰郷の節	役土人一同	清酒		1升宛	
		濁酒		2升宛	
	男女平土人一同	清酒		1杯宛	

出典〔『余市町史』：1380-1381〕より作成。

となっている¹¹。

他にも、役土人への昇任やこれらの人々が退役する際には、米・酒、着物や台盃を支給している。表6は、「役土人新規御取定并役替退役の節運上家より遺品書上」〔I・51(27)〕から作成したものである。内容についてみると、運上屋からの褒賞であることから、「蝦夷小袖」「蝦夷羽織」「蝦夷台盃」等の物品に加え、酒類についても、他の例に比べて清酒の割合が高いことが読み取れる。

表6 役土人昇任・退役時の支給

役職	物品	数量		清酒	1樽
小使から大人 役昇任	清酒	1樽*	平土人から小使 役昇任	蝦夷小袖	1枚
	蝦夷小袖	1枚		蝦夷羽織	1枚
	蝦夷羽織	1枚		濁酒	8升
	蝦夷台盃	1組	役土人退役 (老衰)	清酒	1樽
	濁酒	8升		濁酒	8升
	玄米	1俵**		玄米	1俵
	麴	4升		地廻煙草	2把

* 1樽は4升入り樽。**玄米1俵は8升を指す。 出典〔『余市町史』：1379-1380〕より作成。

5. オムシャにおける支給品と価格

余市場所では年に2回オムシャが執り行われた。安政4年の記述でも、7月と9月の2回、オムシャが開催されている。本稿では、詳しい記述のある7月分のオムシャについて検討する¹²。

表7は、「イシカリ御詰御調役并新井金助様江書上」(ラムシャの節御上様ヨリ下置候分)〔I・48(20-1)(20-2)〕の記述を基に、オムシャでの支給品を示したものである¹³。

表7からわかるように、「年中行事となった」と記されているオムシャでは¹⁴、酒や煙草、膳等の饗応に加えて、「御上様」からアイヌ男女に、マキリ(小刀)や針が支給されている。男性には120文の価格のマキリが15才以上の男子157名に対し1挺ずつ、計157挺支給された。一方女性には、15歳以上の女子143名を対象に、縫い針が5本ずつ、計715本が支給されている。これらの物品には価格が記されているため、以下に示す、アイヌ-和人間ないし和人同士の交換レートとの比較資料とする。

6. 「土人諸品売物直段買上」(安政4年10月)にみるアイヌ購入物品価格

表8は、「土人諸品売物直段買上」〔文書番号I・51(32)〕における、余市場所運上屋によるアイヌへの物品販売価格であり、その交換レートは、米あるいは煙草で示されている。単位等、特に記載の無い箇所については傍線で示した。また交換レートが二重に設定されている箇所には、網掛けを付した。

(1) 交換物資の種類

内容について見ると、まずアイヌが購入した物資には、酒・煙草などの嗜好品、生活物資としての小刀や鍋・針などの鉄器、女性の装飾品である「色玉」、漆器や陶器、衣料品がある。これらの鉄器・装飾品・漆器・陶器および衣料品の中には、生活物資としてだけではなく、威信財の役割を果たしていたものもあると考えられる。

表7 安政4年7月10日オムシヤの支給品

対象	支給形態	品名	人数	総計	価格	総額
御上様より被下置候分 役土人・産取	全員	清酒	-	2斗8升	200文/1升	54貫200文
役土人・産取	村全体*	清酒	-	2石4斗3升		
役土人・産取	1把宛	煙草**	23	23把	90文/1把	2貫970文***
役土人・平土人, セカチ15才以上	1挺宛	小刀	157	157挺	120文	20貫410文
女子, カナツ15才以上	5本宛	針	143	715本	4文/1本	2貫860文****
松前藩総額：金11両3分と錢540文						
運上屋より 役土人・産取	台盃で3杯宛	清酒	-	-	-	-
請負人より 男女土人一同	全員	清酒	-	2斗入×20樽	3貫文/1樽	60貫文
男女土人一同	全員	濁酒	-	2斗入×15樽	100文/1升	35貫425文 (総計)
男女土人一同	全員	モロミ	-	2斗入×13樽	2貫250文/1樽	29貫250文
役土人	2把宛	煙草	8	16把	90文/1把	3貫690文
産取	1把宛	煙草	25	25把	90文/1把	
膳部 運上家より 平土人一同	2合5勺	清酒	104	8斗9升5合	200文/1升	17貫940文 (膳部総計)
カナチ	2合5勺	濁酒	-	-	-	-
女子, セカチ	1合2勺5才	清酒	-	2斗6升	-	-
平土人一同	1杯	飯	353	7斗8升4合5勺	75文/米1升	5貫883文
運上屋総額：金22両1歩2朱38文						
嗜好品総計：煙草64把, 酒樽20樽, 清酒3石6斗5合, 濁酒3石5斗4升2合5勺, モロミ13樽						

*「村の家作人別に応じ 平土人共一同江割合にて差遣申候」とある。**品名での「煙草」は、地廻煙草を意味する。

総数は23把とある。*価格で「メ」とある部分は、貫とした。

出典〔『余市町史』：1316-1319〕より作成。なお、記載のない部分は「-」で示した。

特に衣料品に関しては、着物類の他、糸や綿布に加えて¹⁵、足袋や履物・手拭いが購入されていたことがわかる。着物では、「古着」の方が高価である。例えば、ここで示されている「能代代先織」（代裂き織）とは、緯糸に古布を利用し、経糸を山苧等の麻布で織る、比較的安価な着物であり¹⁶、実際に価格も「古手中」の半値となっている。また、「差足袋」は細かく刺し縫い（ないし畝刺し）して補強した労働用に用いられた「刺足袋」である¹⁷。

(2) 交換レート of 二重性——酒と地廻煙草

上述したように、アイヌが支払った対価は米や煙草で示されている¹⁸。そのレートは、米2升に対して清酒1升・煙草（地廻）1把、米1升に対して、ホロキ煙草1玉、濁り酒1升となっている。また、この文書中の清酒や煙草の項には、「米2升の代り」等の表現がみられることから、例えば運上屋側が米を支給する際に、酒や煙草で代替している——あるいは頻繁に米と酒・煙草が交換されていた等の——可能性が考えられる。

さて、表8では米と煙草の二種類のレートが示されているが、例えば米に統一されずに、二つの基準が用いられている点に何らかの意味はないのであろうか。ここで注目されるのは、表8で網掛けを付した、換算レートが二重に設定されている部分である。地廻煙草と米双方のレートが示されているのは、マキリ(小刀)と手拭いである。表8のマキリ「大」1枚の価格を見ると、地廻煙草1把が米2升であるべきところ、そのレートは、地廻煙草1把ないし米1升と記され、本来の半分のレートが示されている。手拭いについては、1枚が地廻煙草1把ないし造米「1俵尻」となっているが、この「1俵尻」と同じ価格なのは差足袋であることから、これが「1俵」(アイヌの場合は8升到当)と等価であるとは考えにくい。そのため、「1俵尻」とは低価な米俵の種類を表すものと思われるが、現時点では不明である。したがって、ここではマキリのレートが二重になっている点を、指摘しておく。

表8 アイヌ購入物品価格(安政4年10月)

項目	品名・種類	単位	対価	レート	項目	品名	単位	対価	レート
酒	清酒	1升	米	2升	綿布	白木綿	6尺3寸1筋	地廻煙草	1把
	麴	1升	米	2升		紺/染木綿	5尺1筋		1把
	濁酒	1升	米	1升	かな	紺/白かな	16搦	米	1升
たばこ	地廻煙草	1把	米	2升	古着	古手上	1枚	米	7俵
	ホロキ	1玉		1升		古手中			5~6俵迄
きせる	永代きせる		地廻煙草	1把		古手下			
火打石	火打	1枚	米	1升	着物	能代代先織	1枚	米	2~2俵半迄
炭	鍛冶炭	9樽	米	2升		単もの	1枚	米	2~3俵迄
マキリ(小刀)	大	1枚	地廻煙草	1把	足袋	差足袋		造米	1俵尻
	小	1枚	米	5合	履物	草履	5足	煙草	1把
鯖刺		1枚	米	1升	手拭い	手拭		地廻煙草	1把
タシロ	田代	1枚	造米	1俵				造米	1俵尻
まさかり		1丁	造米	1俵	夜着	井(衣)金	大1	米	4俵
鎌		1枚	地廻煙草	2把			小1		3俵
山刀		1枚	造米	1俵	上着	無尻合羽	1枚	造米	4俵
鮑ヤス	大		米	1俵	酒桶	大酒桶		造米	7~8俵迄
	中		記載なし(地廻カ)	3把		同二番			5~6俵迄
	小			3把		同三番			3~4俵迄
鍋	1升焚		造米	1俵	かもかも(桶型ます)	大鴨鴨		造米	1俵
	1升5合			1俵1把	中		煙草	3把	
	2升焚			1俵2把	小		2把		
	2升5合			1俵3把	ひさげ	内赤ひさげ		造米	1俵
	3升焚			2俵2把	椀	一つ椀	2つ	米	1俵
	4升焚			3俵1把	ほかい	行器上	1	米	50俵
	5升焚			4俵		中下			
	6升焚			5俵	台盃	上	1	米	7~8俵迄
	7升焚			5俵2把		中			
針	木綿針	4本	米	1升	たらい	金紋散し付皆朱井盥		米	8~10俵迄
	皮針	2本		1升		黒*		米	7~8俵迄
玉	色玉	1連(50粒)	米	5俵	ゆとう	皆朱湯当		米	5~6俵迄
						皆朱湯当中**			3~4俵迄 其品に応じ

*「内赤一掛散し付」の但書きあり。 **湯当中と小田原鉢が同価格として並べて示されている。

出典『余市町史』：1384-1386より作成。

7. 「御役に諸品売上定直段書上覚」(安政4年10月)との比較

前述の価格レートの二重設定の問題およびアイヌの購入価格が(彼らにとって「不当」に)高く設定されているか否かの判断材料として、同年の和人(場所詰め役人)に対する販売価格資料と比較する。以下、同じく安政4年10月資料「御役に諸品売上定直段書上覚」〔I・51(24)〕を、表9に示す(次頁)。

(1) 金銭換算レートの設定

この場合、換算レートは金銭で示されているが、玄米と白米各1升が、70文・85文となっている。仮に玄米1升70文/白米1升85文を基準値として金銭に換算して比較するならば¹⁹、和人の購入価格で、清酒(越後酒)1升200文、濁り酒1升80文、地廻煙草1把90文・ホロキ1玉85文は、アイヌ購入価格では、次のようになる。

- ・和人：清酒200文、濁り酒80文、地廻煙草90文、ホロキ85文
- ・アイヌ：清酒140/170文、濁り酒70/85文、地廻煙草140/170文、ホロキ70/85文

したがって、玄米で換算した場合、地廻煙草を除き、値段はアイヌ側が安くなる。一方、白米の換算レートであれば、両者の購入価格の差は、5-30文の範囲内にとどまる。しかしながら、交換物資ごとに玄米/白米のレートをあてはめていたとは考えにくく、かつ現時点では証明不能である。よって、対価を米とする場合は玄米70文で換算し、対価が地廻煙草の場合には、90文として、試算することとする。

(2) 和人レートによる換算

表10は、対価としての米・地廻煙草の記述通り、「米(玄米)1升」を70文、「地廻煙草1把」90文で換算したもので(物資については一部割愛した)、表7のオムシャの支給品の中で、価格の記載があるものについて、その値段を付したものである²⁰。米・造米は同額で計算し、「米1俵」は8升入俵560文としている。和人購入品に重複しているものについては、その価格を付し、比較している。これらとアイヌ購入価格を比較して、アイヌ購入価格が高額であれば▲、少額であれば▼を付した。何もついていない箇所は、対価か価格の幅の範囲内を意味する。「1俵尻」の対価については、米1升70文での換算が不適当と考えられることから、×を付した。

このレートで試算して比較すると、例えば鉄器では、鎌の価格は和人170文、アイヌ側で180文となる。さらに、和人の草履1足が16文であるから、5足80文となり、アイヌ側草履5足が90文で、10文ほど高めの価格となる。

ちなみに綿布については、時代・地域によって相違があるため一概には決められないが、和人購入価格、白木綿1反が300文について、仮に綿布1反を2丈6~8尺(26~28尺)とすれば、1尺の価格が10.7~11.5文、6尺で67.41~72.45文となる。アイヌ側白木綿1筋(6尺3寸)が90文であることから、約18~23文高額と算出される。

ここまでの試算結果を見ると、アイヌ購入価格に比べて和人の方が高額な物資は、4品で、清酒の1.4倍(60文高額)を除き、5~30文高額である。反対にアイヌ購入価格が高額なものは5品判明し、半数は10~30文高額、煙草・針については、それぞれ約1.6倍(50文)、約4.4倍(54文)高額となっている。また、2品については、同額か示されている価格帯の範囲内であった。

以上の換算結果では、アイヌ-和人間の購入価格における極端な相違として指摘しうるのは、3点で、一つは清酒の価格が、和人の価格設定より1.4倍(60文)安い。他の二点は、アイヌの購入価格の方が、地廻煙草が1.6倍(50文)、針が4.4倍(54文)高かった²¹。他の比較可能な物資ではアイヌ-和人間でそれぞれ5

表9 和人(役人)の物品購入価格(安政4年10月)

項目	種類	数量	金銭(文)	項目	種類	数量	金銭(文)	
米	玄米	1升	70	木綿	白木綿	1反	1ノ300	
	麴		70		白木綿	1ノ	記載なし	
	白米		85		両面染	1反	1ノ700	
	餅白米		100		両面染		1ノ500	
		両面染	1ノ300					
酒	越後酒	1升	200	?	無ニカラ	1具	15	
	濁酒		80	ろうそく	蠟燭 大	60入	24匁	
たばこ	地廻煙草	1把	90		蠟燭 中		24匁	
	保呂幾		1玉		85		蠟燭	36朱20匁
	阿わ粉			100	鉄器	鎌 上	1枚	170
きせる	永代煙管大	1本	120	鎌 中		130		
	永代煙管小		80	鯖刺 能登		1枚	50	
豆	小豆	1升	90	鯖刺 津軽			100	
	大豆		20	マキリ 上		1枚	50	
調味料	塩	1俵	850	マキリ 中			35	
	味噌	600入	3000	能し立		1把	70	
	醤油	1升	180	小板付		1把	100	
			酢	110	大板付		130	
紙	半紙 上	1帖	38	釘?	並三寸	1把	220	
	半紙 中		28		本三寸		310	
	岩国紙		50		並四寸		480	
	奉書紙 中		600		本四寸		580	
	奉書紙 下		450		並五寸		800	
	美濃紙		250		本五寸		1100	
	粘入紙		200	砂糖	白砂糖 上	1斤	530	
	薄口紙		230		白砂糖 中		410	
	半切紙 上		1000枚		2300		玉砂糖	200
	半切紙 並			2000	?	哥ヶ谷	1本	180
	鼠半切紙			980	茶	政所茶	1斤	350
	西ノ内紙		1帖	450	むしろ	沓見筵	10枚	850
	塵紙			17		尺長筵		650
筆	角兵衛筆 上	1本	50	上々筵		480		
	角兵衛筆 中		40	越中筵		450		
	朱巻筆		50	縄	大間縄	10把	700	
装飾品?	初冠	1本	40		中間縄		450	
	白菊		40		酒田縄	50把	300	
	切元結	1把	40	燃料など	白黒炭	1俵	250	
	油紙	1枚	15		薪*	100本	2000	
	青糸	1尺	2		種油	1升	500	
墨	大丸墨 大	1艇	160	食品	豆腐	1丁	24	
	大丸墨 中		100		こんにゃく		15	
	大丸墨 小		60		相对人足		一人	250
はきもの	草履	1足	16	はきもの	草履	1足	16	
	草鞋		14		草鞋		14	

出典〔『余市町史』:1374-1377〕より作成。なお、1貫=1000文として記載した。*「但其ヶ所に寄高下」の差がある。

表10 購入物資金額換算表

項目	品名・種類	単位	対価	レート	換算値 (文)	和人価格 (文)	オムシャ価格 (文)
酒	清酒	1 升	米	2 升	▼140	200	200
	濁酒	1 升	米	1 升	▼70	80	100
たばこ	地廻煙草	1 把	米	2 升	▲140	90	90
	ホロキ	1 玉		1 升	▼70	85	
きせる	永代きせる		地廻	1 把	90 ▲140*	120 - 85	
火打石	火打	1 枚	米	1 升	70		
炭	鍛冶炭	9 樽	米	2 升	140		
マキリ (小刀)	大	1 枚	地廻	1 把	▼90 ▲140*		120
	大	1 枚	米	1 升	▲70	上50	
	小	1 枚		5 合	35	中35	
鯖刺		1 枚	米	1 升	70		
タシロ	田代	1 枚	造米	1 俵	560		
まさかり		1 丁	造米	1 俵	560		
鎌		1 枚	地廻	2 把	▲180 ▲280*	上170	
山刀		1 枚	造米	1 俵	560		
鮑ヤス	大		米	1 俵	560		
鍋	1 升焚		造米	1 俵	560		
	6 升焚			5 俵	2800		
針	木綿針	4 本	米	1 升	▲70		16@ 4
	皮針	2 本		1 升	70		
玉	色玉	1 連	米	5 俵	350		
綿布	白木綿	6 尺 3 寸 1 筋	地廻	1 把	90 ▲140*		
かんな	紺/染木綿	5 尺 1 筋		1 把	90 ▲140*		
古着	古手上	1 枚	米	7 俵	3920		
着物	能代代先織	1 枚	米	2 ~ 2 俵半迄	1120 - 1400		
足袋	差足袋		造米	1 俵尻	×560		
履物	草履	5 足	地廻	1 把	▲90 ▲140*	80@16	
			造米	1 俵尻	×560		
手拭い	手拭		地廻	1 把	90 ▲140*		
			造米	1 俵尻	×560		
夜着	井(衣)金	大 1	米	4 俵	2240		
上着	無尻合羽	1 枚	造米	4 俵	2240		
酒桶	大酒桶		造米	7 ~ 8 俵迄	3920 - 4480		
かもかも	大鴨鴨		造米	1 俵	560		
ひさげ	内赤ひさげ		造米	1 俵	560		
椀	一つ椀	2 つ	米	1 俵	560		
ほかい	行器上	1	米	50 俵	28000		
台盃	上		米	7 ~ 8 俵迄	3920 - 4480		
たらい	金紋散し付 皆朱井盥		米	8 ~ 10 俵迄	4480 - 5600		
ゆとう	皆朱湯当		米	5 ~ 6 俵迄	2800 - 3360		

*網掛け部分は、地廻煙草：玄米 2 升の価格で換算した場合の価格。

～30文程度の相違であった。

(3) 地廻煙草の二重レート利用の可能性について

先に、マキリについて、価格設定上、米と地廻煙草の二重に設定されている点を指摘した。表10で記したマキリ大の価格は、地廻煙草1把/米1升で示され、和人の換算レートで示せば90文、70文となる。一方、これを地廻煙草のアイヌ側レート、すなわち米2升で換算すると140文になり（表10網掛け部分）、オムシャで支給された120文より20文高くなる。これは、これまで見てきたアイヌ購入価格が高額の場合の価格設定の範囲内であることから、対価として地廻煙草が示されている部分については、「地廻煙草：140文」のレートが設定されている可能性があるのではないか。

このように仮定すると、アイヌの購入価格においては「地廻煙草と米」の二種のレートのみで、他は5～20文ほど高額の設定となる。この仮定が正しいならば、アイヌ購入価格で交換レートが米と煙草の二重で示されているのには、このレートのみ特別（高額）に固定して交換する、意図がある／操作がなされている。この点については、他の史資料を検討する必要がある、現時点では断定はできない。

以上、アイヌと和人の物資購入価格を比較して、アイヌ購入に関する帳簿の地廻煙草/米の交換レートが二つ示されている「理由」について指摘した。

さて、アイヌにとって威信財ではあっても、和人にとって価値の無い物資、例えば装飾品であるタマサイ（玉）、漆器等（和人が使用しなくなった骨とう品も含まれていた）の物品については、どのような価格設定がなされていたのであろうか。以下でこれまでの資料をもとに、試算してみよう。

8. 威信財等の交換レートに関する試算

アイヌ-和人の交換は、余市場所において、アイヌに支払われていた1年間の給料が、「役土人（および不雇役土人）」「雇土人（上・中・下）」「少年（飯炊き・鍛冶見習）」「女土人（上・中・下）」の10段階に分けられていたことを示した（表1）。まずは、威信財を含む玉・鉄器・漆器・陶器類等の価格を示し、1年間の給料を基準にどのくらい購入（交換）可能であったかを試算する。

表11示した物資は、マキリ以外は全て、1俵（玄米8升）以上の価格のものである。

アイヌ女性が「1年漁場で働いて玉1つ」（しか得られなかった）という言葉は、現在では往時の漁場労働の過酷さを表す表現としても知られている。まずはこの言葉を検証する上で、最も高価である行器、女性装身具の玉——以上、威信財である——に加え、女性にとって生活上必須であった針・鍋を例に検討する。

まず、1年の給与として、役土人20俵、平土人が上16俵、中10～14俵、下7～9俵である。女土人が上9俵、中7～8俵、下5～6俵であることから、

- ・役土人：玉1連（50粒）＝5俵は、給料の1/4年分（3か月分）。行器＝50俵は、2年半分の給与額に相当する。
- ・平土人：上中下のランクにより、1年の稼ぎにおいて最低額7俵から、最高額16俵と、2倍以上の開きがある。中ランク最低額の給金（10俵）で、玉は半年分、行器は5年分にあたる。上ランク（16俵）でも玉の購入は3か月強、行器購入には3年以上かかる。
- ・女土人：給料額が最大で年9俵、最低で年5俵なので、1年の給料を全て充てるとすれば、玉は1連のみ購入可。木綿針4本＝1俵＝1升焚き鍋というレートから、最低額の人木綿針4本を買うのに、2か月分以上の給料を費やす必要がある、「非常に高価であった」というのが理解できる。

また物で換算すれば、秋味鮭4束＝1俵とすれば、20束で玉を購入することができる。大熊皮・肝＝4斗

表11 米を基準とする物品交換レートの例

項目	品名	単位	米との換算
椀	一つ椀	2つ	1俵
ほかい 行器	上	1	50俵
台盃	上	1	7～8俵
	中		5俵
たらい	金紋散し付皆朱井盥	1	8～10俵
	黒		7～8俵
ゆとう	皆朱湯当	1	5～7俵
	皆朱湯当中	1	3～4俵迄, 其品に応じ
鉢	小田原鉢	1	3～4俵迄, 其品に応じ
玉	色玉	1連*	5俵
鍋	1升焚	1	1俵
	6升焚		5俵
マキリ	大	1	1升
	小		5合
針	木綿針	4本	1俵
	皮針	2本	1俵

* 1連は色玉50粒。

(8斗が1俵)なので、大熊2匹分で木綿針(4本)と鍋(1升焚き)が購入可となる。

これらのデータを安政4年以外の年度と比較する場合は、詳しい記述は『余市町史』には見られない。そのため、軽物等の産物買入値段などの資料から、換算レートの変化を探る必要がある。

おわりに

本稿で検討してきた様々な支給が、漁場労働以外の場面において、運上屋がアイヌに対して行うべき「撫育」すなわち義務とみなされていたならば、これらの支給が、漁場労働者であるアイヌに対する物資交換の一形態と解釈することは可能と思われる。オムシャ等の儀礼的交換を含めた包括的な物資支給・交換に関する議論は、別稿に譲るが、ここでは、安政4年におけるアイヌ-和人間の物資交換を、資料に基づいて分析した。特に、漁場での労働対価に対して、威信財を含む物資の対価を試算したが、これらの過程で、当時の物資や単位について不明な部分も複数あった。筆者が歴史学を専門としない故の間違いも存在すると考えるが、現段階での試論を発表することによって、皆様からご批評、ご教示を頂ければ幸いである。今後、他の史料調査を進めつつ間違い等を訂正していく所存である。また、本稿では地廻煙草と米の二重レートの存在の可能性について指摘したが、その運用の実態については、今後解明する必要がある。このような近世の商慣習が、近代ではどのように変質したかについても、考察していきたいと考えている。

注

- 1 文部科学省平成25年度～平成28年度科学研究費補助金（挑戦的萌芽研究）研究成果報告書「北海道・東北を中心とする北方交易圏の理論的枠組み構築のための総合的研究」（課題番号25580150）〔研究代表者：百瀬 響〕中の論文，『『余市町史』林家文書』における余市場所安政4年交換レートについて〔百瀬 2017：81-94〕。
- 2 同報告書では，近世以来の場所経営者の役割を一部引き継ぎ，アイヌとの物資取引を担った広業商会に関する資料目録を作成した。さらに，アイヌ-和人間の儀礼的交換であるオムシャについて，石狩場所を含む開拓使札幌支庁では，1871（明治4）年に終了したことも，拙論で論じている〔百瀬 2016〕。
- 3 「第2次幕領化」は，1855（安政2）年から開始され，和人地の一部と蝦夷地全土が松前藩領から天領となった。
- 4 文書の内容の信ぴょう性について，アイヌ差別反対の立場から，例えば運上屋側に都合の良い「粉飾決済」に過ぎないと主張するむきもあるかも知れない。しかし，まずは文書内容から「実態」を精査する作業を踏むことが，人文科学を担保する手段であると筆者は考えている。
- 5 I・41（9-1）の番号は、『余市町史』第一巻記載の文書番号に従った。本稿で示した他の番号も同様である。なお，I（ローマ数字記号）は，「古文書解説分類冊標題」の見出しを示すという〔『余市町史』：5〕。
- 6 国会図書館hp「大小暦／日本の暦」を参照した。<https://www.ndl.go.jp/koyomi/chapter2/sl.html>（最終閲覧日：2020年6月20日）。
- 7 アイヌに支給されていた米では，1俵を8升としていたことから，それで換算した。
- 8 漁期の魚類支給代替分を全て酒にすると仮定して，2.5合×296日（10か月，大小月で換算した）740合，2合×59日（2ヶ月）118合で，総計858合（8斗5升8合）。8升入り俵で10俵と5升8合となる。同様に女性は5合×149日（5か月）745，7.5合×147日（5か月）1102.5合，2合×59日（2ヶ月）で総計1965.5合（1石9斗6升5合5勺）。同じく8俵入り俵で24俵4升5合5勺となる。
- 9 前項で示したように，漁業労働の無い月には，労働時より少ない額ではあるが，運上屋がアイヌに米を支給している。
- 10 ちなみに「熊」と「野熊」の相違は不明である。
- 11 若年男女とした部分は，「男女セカチ」と記されている。これらの男女が，どのような漁場労働に従事していたか実態は不明である。
- 12 アイヌ-和人間の儀礼的交換としては，役土人らが松前などに赴いて行く「ウイマム」があるが，安政4年分のウイマムの記録は，『余市町史』には見られない。
- 13 『余市町史』I・50(8)の記録も参照した〔『余市町史』：1344-1346〕。なお，I・48(20-1)は20とのみ記載されている。
- 14 『日本歴史大事典』（2007小学館版，電子辞書）「オムシャ」の項からの引用。
- 15 「かな」は単位が「繰」であることから，糸であると判断した。実際に，どのような種類かは不明である。
- 16 能代（現秋田県）は，松前藩との取引が行われていた地域である。
- 17 差足袋や手拭いで示されている米「1俵尻」の尻の意味は不明である。
- 18 煙草には，蝦夷地や東北で生産されたと考えられる（比較的安価な）「地廻煙草」と固めた形状を意味する「ホロキ」がみられる。この点については，『北海道・東北を中心とする北方交易圏の理論的枠組み構築のための総合的研究』掲載の菊池論文を参照されたい〔菊池 2017aおよびb〕。米には「米」「造米」があるが，その相違は不明である。
- 19 玄米70文を基準値とすると，アイヌ側の購入価格の方が，むしろ安価となる。ただしこれは品質の差である可能性もある。
- 20 オムシャの価格は，和人購入価格を基準に計算した。
- 21 そもそもマキリ1本と針4本の価格が同等に設定されている時点で，針が非常に高額であることは自明である。この点については，マキリと針が，毎年オムシャで支給する「高級品」の価値を保つことによって，漁場運営上の効果を狙った等の可能性は考えられないであろうか。

参考文献

- 菊池勇夫 2017a 「場所経営における煙草の機能 ―ヨイチ場所を例に」百瀬 響編『北海道・東北を中心とする北方交易圏の理論的枠組み構築のための総合的研究』：131-139
- 菊池勇夫 2017b 「アイヌ交易品としての煙草とその値段」百瀬 響編『北海道・東北を中心とする北方交易圏の理論的枠組み構築のための総合的研究』：141-150
- 百瀬 響 2016 「開拓使札幌本庁による最後のオムシャ施行について―付：早川昇再録アイヌ語通辞資料」『いしかり砂丘』

の風資料館紀要』第6巻：51-63

百瀬 響 2017 「『余市町史』「林家文書」における余市場所安政4年交換レートについて」百瀬 響編『北海道・東北を中心とする北方交易圏の理論的枠組み構築のための総合的研究』（課題番号25580150）〔研究代表者：百瀬 響〕：81-94

百瀬響編 2017 文部科学省平成25年度～平成28年度科学研究費補助金（挑戦的萌芽研究）研究成果報告書『北海道・東北を中心とする北方交易圏の理論的枠組み構築のための総合的研究』（課題番号25580150）〔研究代表者：百瀬 響〕

余市町総務課余市町史編集室編 1985 『余市町史』 余市町

(札幌校教授)